

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省令)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令  
(厚生労働一五九)

### (告示)

○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件(総務四六二)  
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件  
(政治資金適正化委七四)  
○除籍の一部が滅失した件  
(法務五一六)  
○日本国に帰化を許可する件  
(同五一七)  
○食糧援助に関する日本国政府とモリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件  
(外務三七五)

○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件  
(国税庁三九)

○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件(同四〇)

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の規定に基づき講習会を登録した件  
(厚生労働五八七)

○小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める件  
(農林水産二五九三)

○保安林の指定をする件  
(同二五九四) 二五九七  
○保安林の指定を解除する件  
(同二五九八)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件(特許庁二二)

○砂防法第二条の土地を指定する件  
(国土交通一四六一、一四六二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一四六三)  
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件(同一四六四)

○道路に関する件  
(東北地方整備局一九一)  
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件  
(中部地方整備局二一六)

○道路に関する件

(四国地方整備局一四三)

○道路に関する件

(九州地方整備局一七六、一七七)

○道路に関する件

(北海道開発局二二二)

### (国会事項)

### (人事異動)

法務省

### (官庁報告)

### 国家試験

第五十五回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行(原子力規制委員会)  
第四十五回核燃料取扱主任者試験の施行(同)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告  
(国土交通省)

### (資料)

平成二十四年十月中国際収支状況(速報)(財務省)

### (公告)

### 諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

財務省共済組合定款の一部変更関係  
会社その他

省 令

告 示

○厚生労働省令第五十九号
薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第二条第十四項及び第七十六條の四の規定に基づき、薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年十二月十七日
厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十一号を第九十九号とし、第八十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
九十四 五-ヨードインダン-ニ-アミン及びその塩類

第一条中第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
六十四 一-ベンゾフラン-六-イル)プロパン-ニ-アミン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十八 二-フェニル-ニ-ビペリジン-ニ-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第二十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十九 二-四-クロロ-ニ-五-ジメトキシフェニル)一-ニ-メトキシベンジル)エタ-ン-アミン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。
二十四 (四-エチルナフタレン-一-イル)(二-メチル-一-ペンチル-一-ヒ-インドール-三-イル)メタン及びその塩類

二十五 一-四-エチルフェニル)一-ニ-メチルアミ)プロパン-ニ-オン及びその塩類
第一条中第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一-一-ヒ-インドール-五-イル)プロパン-ニ-アミン及びその塩類
第一条中第十二号を第十三号とし、第十二号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 一-一-アミノ-三-メチル-一-オキソブタン-ニ-イル)一-一-四-フルオロベンジル)一-一-ヒ-インダン-ニ-一-アミン)三-カルボキサイド及びその塩類
第二条第五号の表中一-一-四-メトキシフェニル)ビペラジン、その塩類及びこれらを含む物質の項の次に次のように加える。

五-ヨードインダン-ニ-アミン、その塩類、元素又は化合物に化学反応を起させる用途及びこれらを含む物質

附 則
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第四百六十二号
オブジェクト識別子に係る推奨通信方式(平成二十二年郵政省告示第七百二十九号)第三の4のイの規定に基づき、次のとおりレベル4のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。
平成二十四年十二月十七日
総務大臣 樽床 伸一

組織の名称
住 所
東京都足立区 東京都足立区中央本町一丁目一七番一号
○政治資金適正化委員会告示第七十四号
政治資金規程法(昭和二十三年法律第九十九号)第十九條の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十四年十二月十七日
法務大臣 滝 実

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
登録番号 登録年月日 氏 名
四一九六 一四 一 一三〇 井上 晋一
四一九七 一四 一 一三〇 齋藤 嘉一
四一九八 一四 一 一三〇 平丸 紀一
四一九九 一四 一 一三〇 長谷川 敬
四二〇〇 一四 一 一三〇 石橋克比古
四三〇一 一四 一 一三〇 井上 春海
四三〇二 一四 一 一三〇 高橋麻生
四三〇三 一四 一 一三〇 徳善 英司
四三〇四 一四 一 一三〇 矢田 伸介
四三〇五 一四 一 一三〇 井上深帆名
○法務省告示第五百十六号
山形県西村山郡朝日町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年一月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。
一 当該除籍に係る関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更正ししめること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注 意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続については分からないことがあれば、朝日町役場又は山形地方事務局寒河江支局に照会すること。
平成二十四年十二月十七日
法務大臣 滝 実

山形県西村山郡大谷村大字玉ノ井二百七十九番地乙号
堀 小吉

住所 大谷村平野区平野町1丁目15番10-11号
金屋紀 昭和60年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
張凡 昭和57年10月12日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 昭和58年11月19日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 平成23年10月7日生
住所 村川町2番22-602号
吳茂 昭和41年3月16日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和38年12月17日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和55年4月19日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和18年10月22日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
慶丹 昭和53年10月10日生
住所 村川町2番22-602号
劉慶 昭和59年3月2日生
住所 村川町2番22-602号
張広城 昭和58年7月24日生
住所 村川町2番22-602号
金成波 昭和59年2月11日生
住所 村川町2番22-602号
李玉源 昭和58年4月2日生
住所 村川町2番22-602号
丁明番 昭和58年10月16日生
住所 村川町2番22-602号
柳廣美 昭和59年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
曹立娜 昭和55年1月23日生
住所 村川町2番22-602号
山口泉治園市今津町1丁目1番4-801号
趙建大 昭和13年12月28日生

住所 大谷村平野区平野町1丁目15番10-11号
金屋紀 昭和60年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
張凡 昭和57年10月12日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 昭和58年11月19日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 平成23年10月7日生
住所 村川町2番22-602号
吳茂 昭和41年3月16日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和38年12月17日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和55年4月19日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和18年10月22日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
慶丹 昭和53年10月10日生
住所 村川町2番22-602号
劉慶 昭和59年3月2日生
住所 村川町2番22-602号
張広城 昭和58年7月24日生
住所 村川町2番22-602号
金成波 昭和59年2月11日生
住所 村川町2番22-602号
李玉源 昭和58年4月2日生
住所 村川町2番22-602号
丁明番 昭和58年10月16日生
住所 村川町2番22-602号
柳廣美 昭和59年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
曹立娜 昭和55年1月23日生
住所 村川町2番22-602号
山口泉治園市今津町1丁目1番4-801号
趙建大 昭和13年12月28日生

住所 大谷村平野区平野町1丁目15番10-11号
金屋紀 昭和60年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
張凡 昭和57年10月12日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 昭和58年11月19日生
住所 村川町2番22-602号
熊後 平成23年10月7日生
住所 村川町2番22-602号
吳茂 昭和41年3月16日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和38年12月17日生
住所 村川町2番22-602号
梁相英 昭和55年4月19日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和18年10月22日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
金相徳 昭和59年3月1日生
住所 村川町2番22-602号
慶丹 昭和53年10月10日生
住所 村川町2番22-602号
劉慶 昭和59年3月2日生
住所 村川町2番22-602号
張広城 昭和58年7月24日生
住所 村川町2番22-602号
金成波 昭和59年2月11日生
住所 村川町2番22-602号
李玉源 昭和58年4月2日生
住所 村川町2番22-602号
丁明番 昭和58年10月16日生
住所 村川町2番22-602号
柳廣美 昭和59年7月5日生
住所 村川町2番22-602号
曹立娜 昭和55年1月23日生
住所 村川町2番22-602号
山口泉治園市今津町1丁目1番4-801号
趙建大 昭和13年12月28日生